

## 田野町結婚新生活支援事業

概要：低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行なうことにより、地域における少子化対策の強化をはかることを目的に、下記該当者の住居費及び引越費用の一部の補助を行います。

該当者（下記の①～⑥すべてをみたま方）

- ① 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に婚姻届を提出した夫婦。
- ② 夫婦の所得が合算して340万未満である方（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合にあっては、最後に離職又は転職した月の翌月における夫婦の所得の合算額に12を乗じた金額）。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- ③ 申請時点で田野町に住民登録されている方。
- ④ 田野町の町税等に滞納がない方。
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助を受けていない方。
- ⑥ 過去にこの要綱に基づく補助を受けていない方。

### 対象となる経費

次の住宅費及び引越費用が該当し、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間の該当費用の支払に対し補助をします。ただし補助金の上限は30万円です。

住居費：物件の購入費、物件の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料（ただし勤務先から住宅手当が支給されている場合はその金額を差し引いた額）

引越費用：町内への転入及び転居に伴う引越の引越業者又は運送業者への支払にかかる実費。

### 申請受付期間

平成31年3月31日まで

申請される方は、申請書と必要な添付書類を提出してください（裏面参照）。

### お問い合わせ先

田野町役場 保健福祉課 結婚新生活支援事業係  
電話：38-2812



## 添付書類

- (1) 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
- (2) 所得証明書（平成30年度（平成29年中）の所得がわかるもの）
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第2）（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (7) 納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

※ただし、本町の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができます

申請書は田野町役場保健福祉課窓口もしくは田野町HPより入手してください。

## 注意事項

本事業は予算に限りがある補助事業となりますのでご注意ください。

事前申請の受付は行いません。すべての書類を提出して初めて受付となります。

領収書のないものは対象としません。また、引越費用のガソリン代も対象外です。詳細についてはお問い合わせください。

対象となる経費の住宅の費用は田野町内の物件の購入・賃貸費用に係るもの、引越の費用は田野町内への転入・転居に係るものが該当します。町外のものとは該当しません。